

千葉県機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化を推進するものに対して、予算の範囲内において機構集積協力金を交付することに関し、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）、千葉県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年3月31日制定）、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「市交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国実施要綱別表1において使用する用語の例による。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国実施要綱第3の2に定める機構集積協力金交付事業のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域集積協力金交付事業
- (2) 集約化奨励金交付事業

(交付対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者、交付要件及び交付金額は、地域集積協力金にあっては国実施要綱別記2の第5、集約化奨励金交付事業にあっては国実施要綱別記2の第6に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 市交付規則第3条第1項の規定により地域集積協力金の交付の申請をしようとする者は、地域集積協力金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市交付規則第3条第1項の規定により集約化奨励金の交付の申請をしようとする者は、集約化奨励金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 市交付規則第5条第1項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定通知)

第7条 市交付規則第6条の規定による通知は千葉市機構集積協力金交付事業交付決定通知書（補助事業の完了前に申請する場合は様式第3号-1又は第3号-2、補助事業の完了後に申請する場合は様式第4号-1又は第4号-2）によるものとする。また、様式第4号-1又は第4号-2による通知にあっては、市交付規則第13条の規定による、交付すべき補助金額の確定についての通知を兼ねるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 市交付規則第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市機構集積協力金交付事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市交付規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市機構集積協力金交付事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業の完了後に申請を行った場合は適用しない。

(額の確定)

第10条 市交付規則第13条の規定による通知は、千葉市機構集積協力金交付事業交付金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付請求)

第11条 申請地域又は申請者は、前条に規定する協力金の額の確定があったときは、千葉市機構集積協力金交付事業交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 協力金の交付申請に際して、虚偽や違反があった場合

(2) 集約化奨励金について、国実施要綱別記2の第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合

(3) 集約化奨励金について、国実施要綱別記2の第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合

2 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、協力金の交付の決定を取り消さないものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により交付の対象となった農地が買い取られる場合や、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情がある場合

(2) 特定農作業受委託契約に係る経営転換協力金の交付対象農地について、機構に当該特定農作業受委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸し付けるために、当該特定農作業受委託契約を解約した場合

3 市交付規則第17条第3項において準用する市交付規則第6条の規定による通知は、千葉市機構集積協力金交付事業交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第13条 市交付規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市機構集積協力金交付事業交付金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（協力金受領後の届出等）

第14条 協力金を受領した地域又は者は、千葉市機構集積協力金受領報告書（様式第11号）により、受領報告をするものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行し、平成27年度分の協力金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行し、平成30年度分の協力金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年度分の協力金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の協力金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の協力金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行し、令和6年度分の協力金から適用する。